

川崎市迷惑電話防止機能を有する機器の貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者等に対する特殊詐欺被害の未然防止を図るため、迷惑電話防止機能を有する機器（以下「機器」という。）を貸与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 特殊詐欺

面識のない不特定の者に対し、電話その他の手段を用いることにより、対面することなく欺罔行為を完結させるとともに、預貯金口座への振込みやその他の方法により、被害者に現金等（キャッシュカードを含む。）を交付させる等の行為をいう。

(2) 迷惑電話防止機能を有する機器

特殊詐欺を防止するため固定電話に取り付ける機器であって、電話機の呼び出し音が鳴る前に、当該電話機の電話番号に架電した者に対し、自動で通話内容を録音する旨の警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機能を有するもの。

(貸与対象者)

第3条 機器の貸与事業の対象者は、次のいずれにも該当するものとする。

(1) 申込締切日現在で満65歳以上の者

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録され、同居住地において機器を設置し利用する者

(3) 神奈川県警察から機器の貸与を受けていない者

(貸与の申込)

第4条 機器の貸与を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、迷惑電話防止機器貸与申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(貸与の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申込があった場合はその内容を審査し、市の予算の範囲内で、機器の貸与の可否を抽選その他の方法により決定するものとする。

(貸与内容)

第6条 機器の貸与内容等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 機器の貸与は、無償とする。

(2) 貸与する機器の台数は、一世帯につき1台とする。

(3) 機器を貸与する期間は、6年とする。なお、貸与期間が満了した後においても、返還の申出がない場合は、機器を無償で譲渡するものとする。

(費用負担)

第7条 機器の貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 機器の設置及び使用に伴う電気料金

(2) 被貸与者の故意又は過失により機器が故障した場合の修理又は交換に要する費用

(3) 機器の保証期間経過後の修理又は交換に要する費用

(4) その他機器の設置及び使用に伴う維持管理に要する費用

(遵守事項)

第8条 被貸与者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 申込書に記載された電話番号以外での使用は原則としてしないこと。

(2) 機器は特殊詐欺被害の未然防止を図るために使用し、その他の目的による利用、譲渡、転貸、又は売却をしないこと。

(3) 機器の貸与を受けたときは、速やかに設置すること。

(4) 貸与された機器は善良な管理者の注意をもって使用し、管理すること。

(5) 貸与された機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに市へ報告すること。

(6) 申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに市へ報告すること。

(機器の返還)

第9条 被貸与者は、次のいずれかに該当するときは、迷惑電話防止機器返還（亡失）届（第2号様式）を市長に提出するとともに、次の第1号から第4号の規定に該当する場合は、速やかに機器を返還するものとする。

(1) 虚偽又は不正な手段により貸与を受けたとき。

(2) 第3条に規定する対象者でなくなったとき。

(3) 前条第1号及び第2号の規定に掲げる遵守事項に違反したとき。

(4) 機器が不要となったとき。

(5) 機器を亡失したとき。

2 市長は、機器の返還を受けたときは、機器に録音された音声を再生及び復元ができない状態にするものとする。

(暴力団の排除)

第10条 第3条の規定にかかわらず、申込者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるときは貸与の対象とはしない。

2 貸与後に前項に該当することが判明した場合は、第5条の貸与の決定を取り消すものとする。

3 市長は、必要に応じて申込者が第1項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(調査)

第11条 市長は、必要があると認められるときは、機器の設置状況について調査することができる。

(免責)

第12条 被貸与者が、機器を設置したにもかかわらず特殊詐欺等被害にあった場合及び機器により発生した事故等により損害を受けた場合において、市長は賠償の責任を負わないものとする。

(アンケート)

第13条 市長は、被貸与者に対し、機器の利用に関するアンケート調査を実施するものとし、被貸与者はアンケート調査に協力するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、貸与に関して必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

迷惑電話防止機器貸与申込書

（あて先）川崎市長

年 月 日

川崎市迷惑電話防止機能を有する機器の貸与に関する要綱第4条の規定により、次のとおり迷惑電話防止機器の貸与を申し込みます。

なお、貸与にあたっては同要綱第8条の規定を遵守するとともに、現況確認のため、住民票に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。また、川崎市暴力団排除条例に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部長に照会することについて同意します。

申込者及び設置場所

住 所	川崎市 区		
フリガナ		生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日
氏 名 (自 署)			
性 別	男 ・ 女 ・ その他 () ・ 回答しない		
電話番号	— () — ※機器を設置する固定電話番号を記入ください。		

※申込者氏名等の確認のため、本人確認ができる書類等の写しを添付ください。

本人確認書類例：運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード、健康保険又は介護保険の被保険者証、年金手帳、パスポート、在留カード又は特別永住者証明書など

市記入欄

本人確認書類	貸与可否	機器管理番号
免・健保・介保・年金・旅券・住基 個人・その他 ()	可 ・ 否	—

第2号様式（第9条関係）

迷惑電話防止機器返還（亡失）届

（あて先）川崎市長

年 月 日

川崎市迷惑電話防止機能を有する機器の貸与に関する要綱第9条の規定により、
次のとおり迷惑電話防止機器返還（亡失）届を提出します。

住 所	川崎市 区
氏 名	
電話番号	— () —
内容(理由)	1 返還 () 2 亡失 ()

市記入欄

受領日	機器管理番号
	—